

○ 順天堂大学学則（案）

改正：令和6年4月1日

第1章 通則

第1節 目的、使命及び自己点検・評価等

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学、理学療法学、診療放射線学、臨床検査学、臨床工学、国際教養学、健康データサイエンス学及び薬学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

2 本学は、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別記の通り定める。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本学の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2節 学部学科の組織

第2条 本学は、次の学部をもって組織し、それぞれ次に示す学科を置く。

- (1) 医学部 医学科
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科
- (3) 医療看護学部 看護学科
- (4) 保健看護学部 看護学科
- (5) 国際教養学部 国際教養学科
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 診療放射線学科
- (7) 医療科学部 臨床検査学科 臨床工学科
- (8) 健康データサイエンス学部 健康データサイエンス学科
- (9) 薬学部 薬学科

第3節 教育課程

第3条 各学部の教育課程は、各学部規程に示す通りである。

第4節 卒業及び学士の学位授与

第4条 学長は、医学部又は薬学部に6年以上、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部又は健康データサイエンス学部に4年以上在学し、各学部規程に定める基準に合格した者について、教授会の審議を経て卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とし、卒業証書・学位記を授与する。

第5条 各学部卒業者には次に示す学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 学士(スポーツ健康科学)

- (3) 医療看護学部 学士(看護学)
- (4) 保健看護学部 学士(看護学)
- (5) 国際教養学部 学士(国際教養学)
- (6) 保健医療学部 理学療法学科 学士(理学療法学)
- (7) 保健医療学部 診療放射線学科 学士(放射線技術学)
- (8) 医療科学部 臨床検査学科 学士(臨床検査学)
- (9) 医療科学部 臨床工学科 学士(臨床工学)
- (10) 健康データサイエンス学部 学士(健康データサイエンス学)
- (11) 薬学部 学士(薬学)

2 学位については別に定めるところによる。

第5節 修業年限、学年、学期及び休業日

第6条 修業年限は、医学部及び薬学部においては6年、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び健康データサイエンス学部においては4年とし、在学年限は、それぞれの修業年限の2倍を超えることはできない。

2 医学部、医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部、医療科学部及び薬学部における、同一学年の在学年限は2年とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者については、各学部教授会の審議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 定期休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日、及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 5月15日
- (3) 春季休業 3月21日から4月10日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から9月10日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

春季・夏季及び冬季休業の期間については、都合により各学部において変更することができる。

2 臨時休業は、その都度学長又は学部長が定める。

第9条の2 1年間の授業日時数は、各学部において毎年度学部長が定める。

第6節 入学、編入学、休学、転学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は学年始めとする。

第11条 削除

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 13 条 学長は、前条の資格を有する者について学力、人物、健康等に関する選考を行い、教授会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

第 14 条 入学志願者は、各学部所定の次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 削除
- (3) 出身学校の調査書 これを欠く場合には資格証明書及び成績証明書
- (4) 写真
- (5) その他必要と認める書類

2 入学検定料は別に定める。

第 15 条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第 8 節に定める納入金を納めなければならない。この手続を行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

2 入学金は医学部 200 万円、スポーツ健康科学部及び健康データサイエンス学部 20 万円、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部及び薬学部 30 万円とする。

3 既納の入学検定料、入学金は一切返還しない。

第 15 条の 2 各学部に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に入学を許可することがある。

第 15 条の 3 各学部に転部を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年次に転部を許可することがある。この場合の出願資格、選出方法等については別に定める。

第 16 条 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第 31 条に定める授業料及びその他の納入金の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

第 17 条 削除

第 18 条 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第 19 条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、引続き 3 月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その指示を受けなければならない。

第 20 条 休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出なければならない。病気による休学には診断書を必要とする。

第21条 本学において、特に必要があると認められた者には、休学を命ずることがある。

第22条 休学期間は引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者には、引続き学長の許可を得て更に1年ずつ2年間限り、期間を延長することができる。

2 休学期間の通算年限は、第6条に定める修業年限を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

4 休学者が3月以内に休学の事由が消滅したときは、休学の取消を学長に願い出ることができる。

第23条 休学の事由が消滅したときは、休学者は直ちに復学願を提出しなければならない。復学については、学長が指示を与える。

第24条 他の大学に転学を希望する者は、退学を許可された後にその手続を行わなければならない。

第25条 他の大学の学生で、本学に転学を志願する者には、願い出により欠員ある場合に限り、各学部教授会の審議を経て転学を許可することがある。

2 転学時の手続は入学時に準ずる。

第26条 学生が病気その他やむを得ない事由によって、退学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学した者が再び入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

第27条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 第31条に定める授業料及びその他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第6条第1項に定める修業年限の2倍を超えてなお卒業できない者又は同条第2項に定める在学年限を超える者

(3) 第22条に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

第7節 出席及び欠席

第28条 学生は各授業科目につき所定の履修時間の3分の2以上出席しなければならない。

第29条 欠席者はその理由を速かに届出なければならない。

2 病気欠席7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第30条 欠席届の日数は、引続き30日を超えてはならない。もし30日を経過してもなおその事由がやまないときは、そのつど改めて手続を取らなければならない。

第8節 授業料及びその他の納入金

第31条 学生は、授業料、施設設備費、教育充実費及び実験実習費(以下、授業料及びその他の納入金という。)を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。

ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日まで半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 授業料は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 70万円 2年次以降毎年次 200万円

スポーツ健康科学部 70万円

医療看護学部、保健看護学部 90万円

国際教養学部 100万円

保健医療学部 100万円

医療科学部 100万円

健康データサイエンス学部 100万円

薬学部 140万円

但し、教職課程を受講する場合には各学部が別に定める金額を加算する。

3 施設設備費は年額、次のとおりとする。

医学部 1年次 20万円 2年次以降毎年次 86万円

スポーツ健康科学部 30万円

医療看護学部及び保健看護学部 30万円

保健医療学部 30万円

医療科学部 30万円

健康データサイエンス学部 30万円

薬学部 30万円

4 教育充実費は年額、次のとおりとする。

医学部 2年次以降毎年次 72万円

スポーツ健康科学部 15万円

国際教養学部 25万円

健康データサイエンス学部 10万円

5 実験実習費は年額、次のとおりとする。

医療看護学部 35万円

保健看護学部 1年次 14万円 2年次以降毎年次 42万円

保健医療学部 1年次 15万円 2年次以降毎年次 48万円

医療科学部 1年次 15万円 2年次以降毎年次 48万円

薬学部 30万円

但し、医療看護学部において、保健師教育に関する実習を受講する場合には5万円を、助産師教育に関する実習を受講する場合には35万円を、それぞれ加算する。

第32条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、休学中の者も納入しなければならない。ただし、事情により減免することがある。

第33条 授業料及びその他の納入金を未納の者は、第77条、第105条、第121条、第127条、第134条、第141条、第147条、第153条及び第159条に定める試験の受験及び一切の証明書の請求ができない。

第34条 既納の授業料及びその他の納入金は、一切返還しない。

第9節 職員組織

第35条 本学に学長、学部長、附属医(病)院長、学生部長、学術メディアセンター

長、総務局長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- 3 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 事務組織については、別に定めるところによる。

第 36 条 本学に教授、先任准教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員その他必要な職員を置く。これらの定員及び資格については、別に定めるところによる。

- 2 本学に名誉教授、特任教授、特任先任准教授、特任准教授、特任助教、客員教授及び客員准教授を置くことができる。これらについては、別に定めるところによる。
- 3 医学部に学科目制及び講座制を設ける。学科目制及び講座制については、別に定めるところによる。
- 4 スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部、医療科学部、健康データサイエンス学部及び薬学部に学科目制を設ける。学科目制については、それぞれ別に定めるところによる。

第 10 節 教授会

第 37 条 各学部に教授会を置く。教授会の組織及び運営については、この学則に定めるもののほか、順天堂大学学部教授会運営規程による。

- 2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 4 学長は教授会に出席し、意見をのべることができる。
- 5 学部長は、教授会構成教員以外に必要と認めるときは、他の教職員を出席させることができる。

第 38 条 教授会は学部長が招集して、その議長となる。学部長事故あるときは、学部長は議長代理を指名する。

- 2 教授会は毎月 1 回定例会を開く。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開くことができる。

第 39 条 教授会は公開しない。

第 40 条 削除

第 41 条 削除

第 42 条 教授会構成員は教授会に附議しようとする事項を学部長に申請することができる。

第 43 条 教授会は定員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 教授会が学長に述べる意見を決定する場合には、出席数の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 44 条 学部長は教授会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第 45 条 削除

第 11 節 大学協議会

第 46 条 本学に教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として大学協議会を置く。

2 大学協議会については別に定めるところによる。

第 12 節 収容定員

第 47 条 本学の収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	総定員
医学部	医学科	105	630
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	600	2,400
医療看護学部	看護学科	220	880
保健看護学部	看護学科	130	520
国際教養学部	国際教養学科	240	960
保健医療学部	理学療法学科	120	480
	診療放射線学科	120	480
医療科学部	臨床検査学科	110	440
	臨床工学科	70	280
健康データサイエンス学部	健康データサイエンス学科	100	400
薬学部	薬学科	180	1,080

第 13 節 専攻生

第 48 条 各学部に専攻生を置く。

2 専攻生については別に定めるところによる。

第 14 節 大学院

第 49 条 本学に大学院を置く。

2 大学院については別に定めるところによる。

第 15 節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生

第 50 条 各学部において特定の分野につき研究しようとする者に対しては、各学部教授会において選考の上、支障のない場合に限り、これを研究生として入学を許可する。

第 51 条 研究生の資格は各学部卒業と同一程度とする。

第 52 条 研究生は所定の入学金及び研究料を納入しなければならない。

第 53 条 研究生の細目については別に定めるところによる。

第 54 条 削除

第 54 条の 2 各学部において特定の授業科目を選んで単位修得を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第 54 条の 3 各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、各学部教授会において選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生は所定の入学金及び聴講料を納入しなければならない。

3 聴講生の細目については別に定めるところによる。

第 54 条の 4 他の大学又は外国の大学の学生で、各学部において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、各学部教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生は所定の聴講料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別聴講学生の細目については別に定めるところによる。

第 55 条 外国人で第 13 条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

第 56 条 第 14 条、第 15 条及び第 31 条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づき入学する外国学生については、入学検定料、入学金、授業料及びその他の納入金を徴収しない。

第 57 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国学生に対しては、本節のほか学生の規定を準用する。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に対しては、卒業、学士の学位、修業年限及び授業料に関する規定は適用しない。

第 16 節 学寮

第 58 条 本学に学寮を置く。

2 寮則については別に定めるところによる。

第 17 節 附属施設

第 59 条 本学に学術メディアセンターを置く。

2 学術メディアセンターは、本学教職員及び学生の研究、調査に資するため、図書その他文献並びに研究資料(以下「学術メディアセンター資料」という。)を収集管理し、利用に供するところとする。

3 学術メディアセンターは、本学における図書の購入、受入及び寄贈並びに委託に関する事務を処理し、学術メディアセンター資料の保管管理にあたる。

4 前項の事務処理のために、司書、司書補、事務員、その他必要な職員を置く。

5 学術メディアセンター長は、教授又は事務員をもって充て、学長がこれを任免する。教授が学術メディアセンター長を兼務する場合の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

6 学術メディアセンター長は学術メディアセンター運営に関する事務を統括する。司書以下は、学術メディアセンター長の指揮をうけて事務を分掌する。

第 60 条 医学部に附属医(病)院を置く。

2 附属医(病)院については別に定めるところによる。

第 18 節 厚生保健

第 61 条 厚生保健については別に定めるところによる。

第19節 賞罰

第62条 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第63条 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第64条 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第20節 奨学制度

第65条 本学に学資補助による奨学制度を置く。

第66条 学資補助は申請者中から次の条件を備える者に対して行なう。

- (1) 学業成績と人物が共に優秀であること。
- (2) 身体が健康であること。
- (3) 学資の補助を要すること。

第67条 学資補助を受ける者は、各学部教授会において選考の上推薦し、学長がこれを決定する。

第68条 奨学制度については別に定めるところによる。

第21節 学則の改廃

第68条の2 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

第2章 医学部規程（略）

第3章 スポーツ健康科学部規程（略）

第4章 医療看護学部規程（略）

第5章 保健看護学部規程（略）

第6章 国際教養学部規程（略）

第7章 保健医療学部規程（略）

第8章 医療科学部規程（略）

第9章 健康データサイエンス学部規程（略）

第10章 薬学部規程

第1節 教育課程

第155条 薬学部における教育課程は、本節の定めるところによる。

2 学生は、本条以下に規定するところにより、所定の授業科目を履修しなければならない。

第156条 授業科目、配当学年並びにその単位数及び時間数は、別表第11のとおり

とする。

- 2 学生が、予め教授会で認定した他学部開講授業科目(単位を含む。)を履修し、単位を修得した時は、30 単位を超えない範囲で、本学部選択単位に充当することができる。
- 3 本学部が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2節 履修及び進級・卒業

第157条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、教室内の 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項各号に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

第158条 学生は、第156条別表第11に示すところにより、それぞれの単位を取得しなければならない。

- 2 前項の当該学年区分に配当された必修の授業科目を修得した者は、次の学年に進級することができる。
- 3 選択科目は当該学年区分に配当された科目だけでなく、他学年区分に配当された科目をも選択履修することができる。
- 4 履修の方法については、別に定める。

第159条 試験及び評価については、別に定める。

第160条 学長は、薬学部に6年以上在学し、第156条の規定による単位を取得した者について、教授会の審議を経て、卒業資格の認定を行う。この認定を得た者を卒業とする。

附 則

この学則は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則中略)

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 47 条に定める薬学部の総定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	薬学部
令和 6 年度	180 名
令和 7 年度	360 名
令和 8 年度	540 名
令和 9 年度	720 名
令和 10 年度	900 名

別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第 1 条第 2 項関係)

(医学部) (略)

(スポーツ健康科学部) (略)

(医療看護学部) (略)

(保健看護学部) (略)

(国際教養学部) (略)

(保健医療学部) (略)

(医療科学部) (略)

(薬学部)

薬学部は、学是「仁」の精神に基づき、薬学に係わる専門知識や技能を身に付け、医療機関や地域医療において多職種と連携して実践的な能力を発揮できる資質の高い人材を養成することを目的とする。そのために、以下の目標を定める。

- (1) 豊かな人間性と高い責任感・倫理観を備え、不断前進の自己研鑽を行える能力を修得する。
- (2) 幅広い教養とグローバルな視点を持ち、社会に適切かつ柔軟に対応できる能力を修得する。
- (3) 薬学の社会的位置づけを理解し、地域医療に貢献する能力を修得する。
- (4) 薬剤師、薬学研究者等の薬学専門職者としての専門知識・技能及び態度を修得する。
- (5) 医療、健康・福祉に係る問題を、多職種と協働して解決を図ることができる能力を修得する。

別表第1～別表第10(略)

薬学部

別表第11 教育課程

授業科目		配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
薬学基礎教育科目	薬事教養系	薬学人としての教養入門	1	2	12 単位以上 (必修 6 単位含む)
		社会学	1	2	
		心理学	1	2	
		人間関係論 (コミュニケーション論)	1	2	
		法と社会 (日本国憲法)	1	2	
		有用天然資源の歴史と応用	1	2	
		現代社会と経済	2	2	
		臨床心理学	2	2	
		生命倫理	2	1	
		社会保障社会福祉論	2	2	
		スポーツと心理	2	2	
		ロジカルライティング	3	1	
		臨床生理学	3	2	
		臨床研究 (治験) 総論	3	2	
		統合医療	4	2	
リハビリテーション論	4	2			
薬学基礎教育科目	データサイエンス系	薬学数学	1	1	5単位
		統計学	1	2	
		データサイエンス基礎	2	1	
		データサイエンス演習	2	1	
薬学基礎教育科目	言語とスポーツ系	英語コミュニケーション I A	1	1	9 単位以上 (必修 5 単位含む)
		英語コミュニケーション I B	1	1	
		英語コミュニケーション II A	1	1	
		英語コミュニケーション II B	1	1	
		医療・薬学英语 I	2	1	
		医療・薬学英语 II	3	1	
		ファーマシストのための実践英会話	4	1	
		中国語 I	2	2	
		中国語 II	2	2	
		フランス語 I	2	2	
		フランス語 II	2	2	
		スポーツ理論・実技	1	1	
		スポーツ健康運動方法論	1	1	
薬学専門教育科目	薬学と社会	医療における薬学	1	1	薬学専門教育科目 167 単位以上 (必修160.5単位含む)
		医療ボランティア実践	1	1	
		医療コミュニケーション	3	1	
		レギュラトリーサイエンスに基づく医薬品開発	3	1	
		薬事関連法規	3	2	
		医療倫理学	4	2	
		医療関連制度	4	1	
		薬学物理学	1	1	
	物理系薬学	薬品物理化学 I	1	2	
		薬品物理化学 II	2	2	
		薬品分析化学 I	1	2	
		薬品分析化学 II	2	2	
		生物物理学の基礎と応用	2	1	
		薬剤学 I	3	2	
		薬剤学 II	3	2	
		臨床統計学	4	1	

授業科目		配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
薬学専門教育科目	化学系薬学	基礎化学	1	1	
		有機化学Ⅰ	1	2	
		有機化学Ⅱ	2	2	
		有機化学Ⅲ	2	2	
		天然資源学Ⅰ	2	2	
		天然資源学Ⅱ	2	2	
		生物有機化学Ⅰ	1	1	
		生物有機化学Ⅱ	3	1	
		医薬品化学	3	2	
	生物系薬学	薬学で学ぶ生物学	1	2	
		生化学Ⅰ	1	2	
		生化学Ⅱ	1	2	
		生理解剖学Ⅰ	1	2	
		生理解剖学Ⅱ	1	2	
		細胞生物学	2	2	
		微生物学	2	1	
		分子生物学	2	2	
		免疫学	3	2	
		衛生化学Ⅰ	2	2	
		衛生化学Ⅱ	3	2	
		公衆衛生学	3	2	
	医療薬学	薬理学Ⅰ	1	2	
		薬理学Ⅱ	2	2	
		薬理学Ⅲ	2	2	
		病理学	2	1	
		病態解析学	2	2	
		臨床検査学	2	2	
		薬物治療学Ⅰ	2	2	
		薬物治療学Ⅱ	3	2	
		薬物治療学Ⅲ	3	2	
		薬物治療学Ⅳ	3	2	
		薬物治療学Ⅴ	3	2	
		薬物治療学Ⅵ	4	2	
		臨床薬物動態学	3	2	
		病態評価学	3	2	
		セルフメディケーション実践	4	1	
		医薬品情報学	4	2	
医薬品安全性学		4	2		
地域医療薬学		4	1		
臨床漢方治療学		4	1		
臨床栄養学	4	1			
薬学演習	基幹薬学演習	1		1	
	総合薬学演習Ⅰ	4	2		
	総合薬学演習Ⅱ	6	6		

授業科目		配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
薬学実習	研究入門	1	0.5		
	薬学基礎実習	1	1		
	化学系実習Ⅰ	2	1		
	化学系実習Ⅱ	2	0.5		
	化学系実習Ⅲ	2	0.5		
	生物系実習Ⅰ	2	0.5		
	生物系実習Ⅱ	2	1		
	生物系実習Ⅲ	3	1		
	生物系実習Ⅳ	3	2		
	生物系実習Ⅴ	3	1		
	生物系実習Ⅵ	3	1		
	物理系実習Ⅰ	2	0.5		
	物理系実習Ⅱ	3	1		
	アドバンスト・コース	高齢者薬物治療学（老年医学）	5・6	1	
救急・集中治療・周術期薬物治療		5・6	1		
周産期・小児薬物治療		5・6	1		
精神神経系薬物治療		5・6	1		
アドバンスト実務実習（病院）		5・6		3～6	
アドバンスト実務実習（薬局）		5・6		3	
海外実務研修		5・6		3	
海外応用研修		5・6		3	
専門薬剤師特論Ⅰ		5・6		0.5	
専門薬剤師特論Ⅱ		5・6		0.5	
専門薬剤師特論Ⅲ		5・6		0.5	
専門薬剤師特論Ⅳ		5・6		0.5	
救命救急・災害医療		5・6		0.5	
医療現場におけるヒューマニズム		5・6		0.5	
健康食品学概論		5・6		0.5	
医療通訳英会話		5・6		0.5	
医薬品等に関わる規制調和と国際標準	5・6		0.5		
食品栄養学	5・6		0.5		
実務実習	医療プロフェッショナリズム入門Ⅰ	1	1		
	医療プロフェッショナリズム入門Ⅱ	2	1		
	病院・薬局実習事前学習	4	8		
	チーム医療Ⅰ	3	1		
	チーム医療Ⅱ	4	1		
	病院・薬局実務実習	5	20		
実習特別	医療薬学基礎研究	3・4	4		
	医療薬学実践研究	5・6	4		
合計			176.5	54～57	総単位193単位以上

○順天堂大学学部教授会運営規程

[平成 20 年 11 月 1 日 規第平 20—6 号]

(趣旨)

第 1 条 この規程は、順天堂大学学則第 37 条の規定に基づき、学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 教授会は、当該学部の専任教授及び先任准教授（当該学部を基礎とする大学院研究科の専任教授及び先任准教授を含む。）をもって構成する。

2 当該学部長（以下「学部長」という。）は、あらかじめ学長に諮り教授会の議を経て、当該学部を併任している他の教職員（教授、先任准教授又は相当の者）を教授会の構成員に加えることができる。

(構成員以外の者の出席)

第 3 条 学長は、教授会に必要なに応じ自ら出席できる。

2 学部長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(開催)

第 4 条 教授会は、原則として毎月 1 回定例会を開催する。ただし、8 月の定例会は、特に必要のある場合のほか開催しない。

2 学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開催することができる。

(審議事項)

第 4 条の 2 教授会は当該学部の教育研究に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (2) 学部内各委員会の設置廃止並びに委員の選出に関する事項
- (3) 学部教育に関する事項
 - ア 学科課程及び学科担当に関する事項
 - イ 学生の入学、進学、退学、休学、転学、除籍及び賞罰に関する事項
 - ウ 学生の試験、卒業及び学位授与に関する事項
 - エ 教育施設に関する事項
- (4) 学生の指導及び厚生に関する事項
- (5) 研究に関する事項
- (6) 図書に関する事項
- (7) 大学協議会に附議すべき議案に関する事項
- (8) 学長、学部長から諮問された事項
- (9) その他教育研究に関する事項

2 前条第1号の規定にかかわらず、教育職員のうち教授の教育研究業績の審査に関する事項は、教授のみをもって構成される委員会で審議する。

(付議)

第5条 教授会の構成員が教授会に付議する事項があるときは、原則として教授会開催日の7日前までに、文書をもって学部長に申請するものとする。

2 教授会が設置する各委員会の委員長は、所掌事項についてあらかじめ議決を要する事項と報告する事項とに区分し、所要の資料を付して、学部長に提出するものとする。

(定足数の算定)

第6条 出席者の定足数の算定にあたり、長期国外にある者については、構成員の定数に加えない。

2 国内にあって、校務の必要等の事由により学部長に許可され、委任状をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。ただし、選挙に関しては、事前の不在者投票を認める。

3 やむを得ない事由により教授会に出席できない者は、あらかじめ理由を付した書面をもって、学部長に届け出るものとする。

(議事録)

第7条 教授会の議事は、議事録に記録し、議長が署名する。

第8条 削除

(庶務)

第9条 教授会の庶務は各学部又はキャンパス事務室(部)が行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は教授会の議を経て学部長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、医学部教授会運営細則、スポーツ健康科学部教授会運営細則及び医療看護学部教授会運営細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。